

令和4年1～3月分保育料等の日割り計算による減額の流れ

1 区にお支払いをいただく費用〔保育料（区立・私立保育園及び港区保育室） / 給食費（区立保育園及び港区保育室）〕

区分	1月	2月	3月			4月		
			～10日頃	中旬	下旬	～10日頃	中旬	下旬
1・2月中の欠席に係る日割り計算	【区】1月分保育料・給食費を徴収	【区】2月分保育料・給食費を徴収	【在籍園→区】欠席日数報告(1・2月分)	【区】欠席日数を基に日割り計算(1・2月分)	【区→保護者】請求書等送付(1・2月分)	【保護者→区】請求書返送(1・2月分) ※1		
3月中の欠席に係る日割り計算			【区】3月分保育料・給食費を徴収			【在籍園→区】欠席日数報告(3月分)	【区】欠席日数を基に日割り計算(3月分)	【区→保護者】請求書等送付(3月分)

※1 請求書の返送後、約1～2か月でご指定の口座に還付金を入金します。

2 園にお支払いをいただく費用〔利用者負担額（小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業） / 給食費（私立保育園）〕

区分	1月	2月	3月			4月		
			～10日頃	中旬	下旬	～10日頃	中旬	下旬
1・2月中の欠席に係る日割り計算	【在籍園】1月分利用者負担額・給食費を徴収	【在籍園】2月分利用者負担額・給食費を徴収	【在籍園→区】欠席日数報告(1・2月分)	【在籍園→保護者】減額の対応(1・2月分) ※2・3				
3月中の欠席に係る日割り計算			【在籍園】3月分利用者負担額・給食費を徴収			【在籍園→区】欠席日数報告(3月分)	【在籍園→保護者】減額の対応(3月分) ※2・3	

※2 減額に伴うお手続きは各園により異なるため、在籍園にお問い合わせください。

※3 0-2歳児クラスの利用者負担額の場合、日割り計算により減額となる金額を区から保護者の方にも通知します。(1・2月分:3月下旬、3月分:4月下旬)